

日出町に転入された方へ

転入届をされた方で、下記の事項に該当する方は手続きをお願いします。
詳しいことは担当課にお問い合わせください。

該 当 事 項		担 当 課	手 続 き 等 の 内 容
	印鑑登録をしたい方	住民課 TEL(0977)73-3122	旧住所の登録は廃止されています。 あらためて印鑑登録の手続きをしてください(即日登録できない場合もあります)。
	住民基本台帳 カードをお持ちの方		旧住所のカードを返却してください。(日出町の窓口で返却できます。) 必要なときはあらためて交付の手続きをしてください(即日登録できない場合もあります)。
	国民年金受給者		年金を受給している方は、年金証書を持参して住所変更の手続きをしてください。
	国民年金加入者		住所変更の手続きは特に必要ありません。
	小中学校の児童生徒 の保護者		窓口にて学校異動届・学校にて転学の手続きをしてください。 教育委員会(73-3157)での手続きが必要な場合があります。
	国民健康保険加入者	健康増進課 TEL(0977)73-3130	あらためて加入の手続きをしてください。
	後期高齢者医療該当者		
	介護保険該当者		受給資格証明書を持参して手続きをしてください。 証明書は異動した日から14日を過ぎると無効になります。
	子ども医療該当者	福祉対策課 TEL(0977)73-3121	お子様の健康保険証・印鑑を持参して手続きをしてください。
	子ども手当受給者		下記の書類を持参して手続きをしてください。 受給者の健康保険証、認印、受給者名義の預金通帳
	子育てに関する事		保育園、児童館、児童クラブに関する事。 児童扶養(母子)手当、特別児童扶養手当に関する事。 健診、予防接種、子育て相談等母子保健に関する事。